

化学物質排出把握管理促進法に基づく排出量等の集計結果について（平成 27 年度実績）

このたび国（環境省・経済産業省）では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」に基づき指定化学物質の排出量等の集計結果（平成 27 年度実績）を公表しました。このうち、本県の平成 27 年度実績については、次のとおりです。

1 排出量・移動量の届出状況

PRTR 制度の届出対象物質である第一種指定化学物質（462 物質）のうち、本県において、事業者から排出量・移動量について届出があった物質は 142 物質でした。

届出数については、県内 517 事業所の届出があり、1 事業所あたりの平均届出物質数は、7.0 物質でした。業種別及び市町村別の届出状況は表 1、2 のとおりです。

表 1 業種別の届出状況

業種名	届出数	業種名	届出数
食料品製造業	3	電気業	5
酒類製造業	1	下水道業	32
繊維工業	4	倉庫業	1
木材・木製品製造業	4	石油卸売業	6
家具・装備品製造業	3	鉄スクラップ卸売業	2
パルプ・紙・紙加工品製造業	9	燃料小売業	222
出版・印刷・同関連産業	7	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	14
化学工業	30	産業廃棄物処分業	12
医薬品製造業	19	医療業	1
石油製品・石炭製品製造業	8	高等教育機関	2
プラスチック製品製造業	19	自然科学研究所	3
ゴム製品製造業	3	【届出対象となる事業所】 ◆ 業種：製造業等の 24 業種※1 ◆ 従業員数：事業者全体で 21 人以上 ◆ 取扱量等：第一種指定化学物質（462 物質）の物質毎の年間取扱量が 1 トン※2 以上、若しくは廃棄物処理施設などを有する事業所	
窯業・土石製品製造業	7		
鉄鋼業	10		
非鉄金属製造業	14		
金属製品製造業	34		
一般機械器具製造業	10		
電気機械器具製造業	20		
電子応用装置製造業	1		
輸送用機械器具製造業	8		
精密機械器具製造業	1		
医療用機械器具・医療用品製造業	1		
その他の製造業	1		
合計			517

表2 市町村別の届出状況

市町村名	届出数	市町村名	届出数	市町村名	届出数
富山市	198	黒部市	26	舟橋村	1
高岡市	77	砺波市	21	上市町	10
魚津市	19	小矢部市	17	立山町	10
氷見市	20	南砺市	29	入善町	14
滑川市	20	射水市	50	朝日町	5
合計					517

2 届出排出量・移動量の集計結果

(1) 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量は、表3、図1及び図2に示すとおり5,728tで、26年度に比べ45t増加していました。本県の排出量・移動量は全国水準で第23位でした。

届出排出量・移動量の内訳は、大気、公共用水域などの環境への排出量が1,713t(30%)、廃棄物等への移動量が4,016t(70%)でした。

表3 届出排出量・移動量の推移

(単位:t)

		富山県					全国
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度
排出量	① 大気	2,056	1,729	1,802	1,749 (31%)	1,583 (28%)	139,658 (37%)
	② 公共用水域	212	178	186	140 (2%)	130 (2%)	7,093 (2%)
	③ 土壌	—	—	—	—	—	3 (0%)
	④ 埋立	—	—	—	—	—	7,423 (2%)
	小計	2,268	1,907	1,988	1,889 (33%)	1,713 (30%)	154,176 (41%)
移動量	⑤ 下水道	0.3	0.2	0.2	0.2 (0%)	0.2 (0%)	1,195 (0%)
	⑥ 廃棄物	3,696	3,777	3,074	3,794 (66%)	4,015 (70%)	222,447 (59%)
	小計	3,696	3,777	3,074	3,794 (66%)	4,016 (70%)	223,642 (59%)
合計		5,964	5,684	5,062	5,683	5,728	377,818

※四捨五入により、合計値が一致しない場合があります。(以下の図表について同じ)

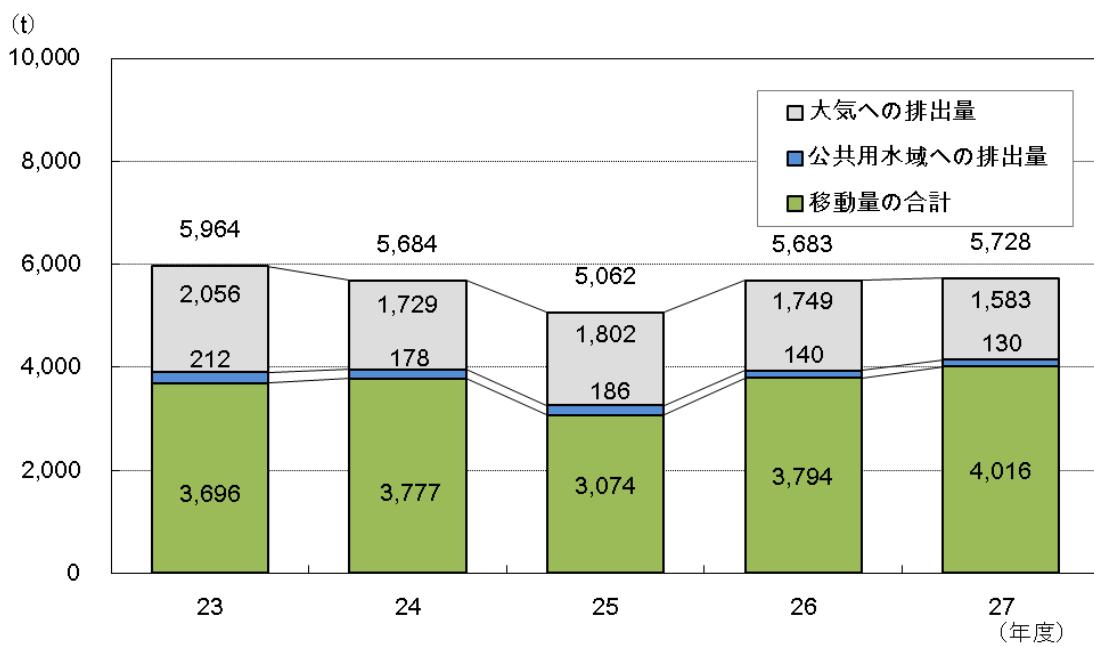


図 1 届出排出量・移動量の推移

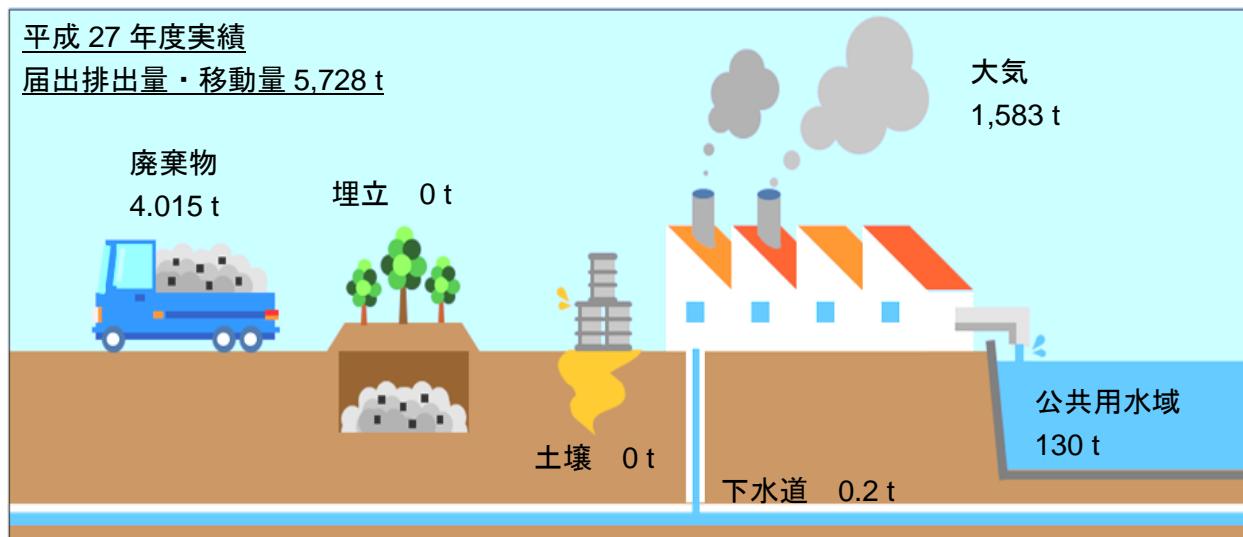


図 2 排出先別の届出排出量・移動量

(2) 排出量の多い物質

ア 大気への排出

大気への排出量の上位を占める物質は、図3のとおり、塗料などに使用される「トルエン」及び「キシレン」、化学工場で溶媒に使用される「N,N-ジメチルホルムアミド」であり、この3物質で大気への排出量の約3分の2を占めています。

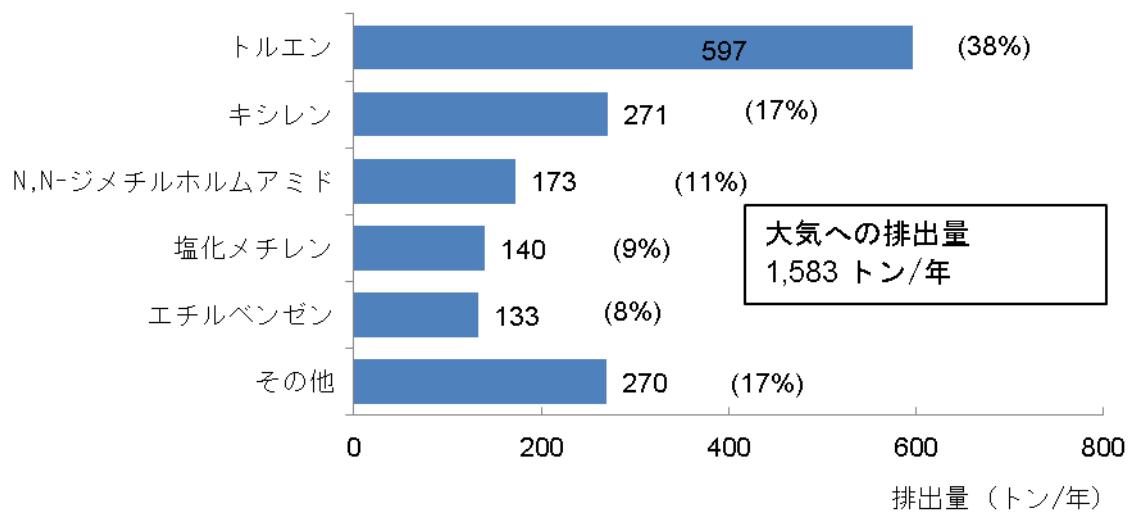


図3 大気への排出量の内訳

イ 公共用水域への排出

公共用水域への排出量の上位を占める物質は、図4のとおり、ガラス繊維の製造や陶磁器のうわ薬として使用される「ほう素化合物」、金属やガラスの表面加工及び樹脂として用いられる「ふっ化水素及びその水溶性塩」などとなっています。

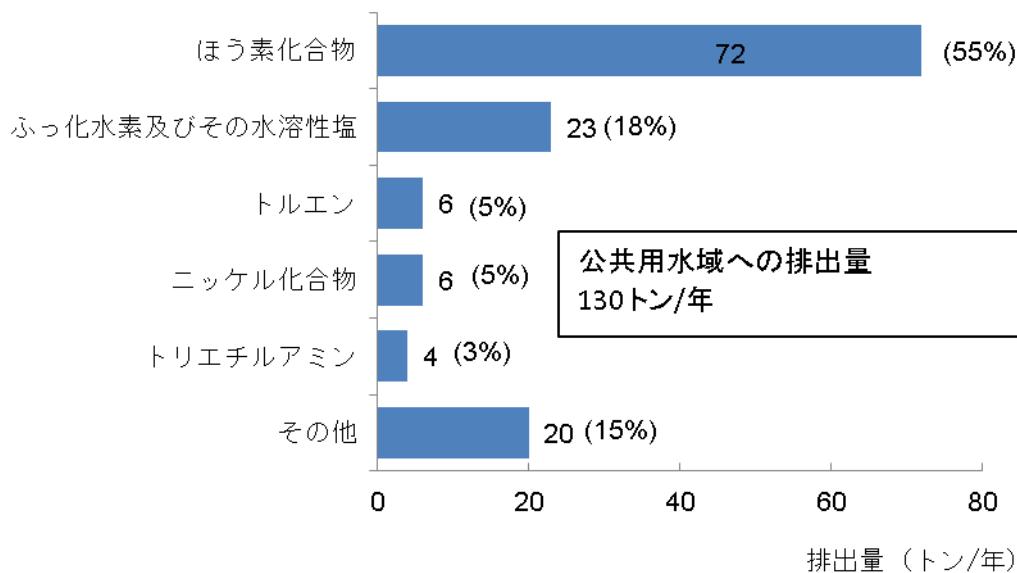


図4 公共用水域への排出量の内訳

(3) 業種別の届出排出量

業種別の届出排出量の内訳は、図5のとおり、金属製品製造業 471 t (27%)、その他の製造業 246 t (14%)、医薬品製造業 149 t (9%)の順となっています。

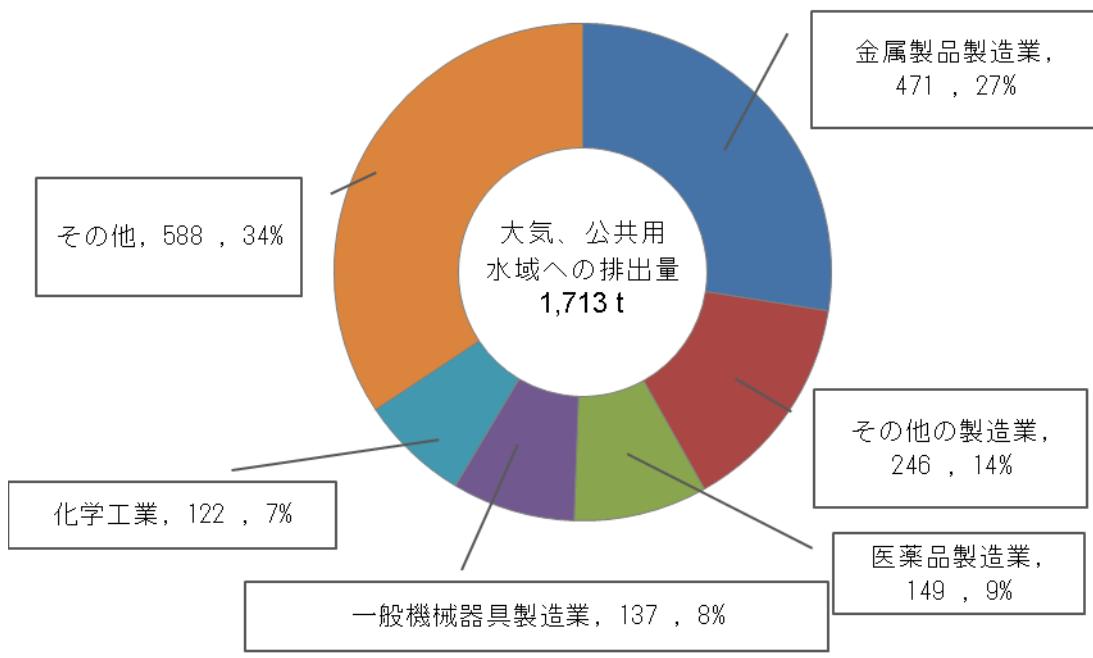


図5 業種別の届出排出量

(4) 市町村別の届出排出量

市町村別の届出排出量の内訳は、図6のとおり、富山市 450 t (26%)、黒部市 331 t (19%)、射水市 265 t (15%)、高岡市 245 t (14%)、の順となっており、金属製品製造業、化学工業等の大規模工場が立地している4市で、県全体の約4分の3を占めています。

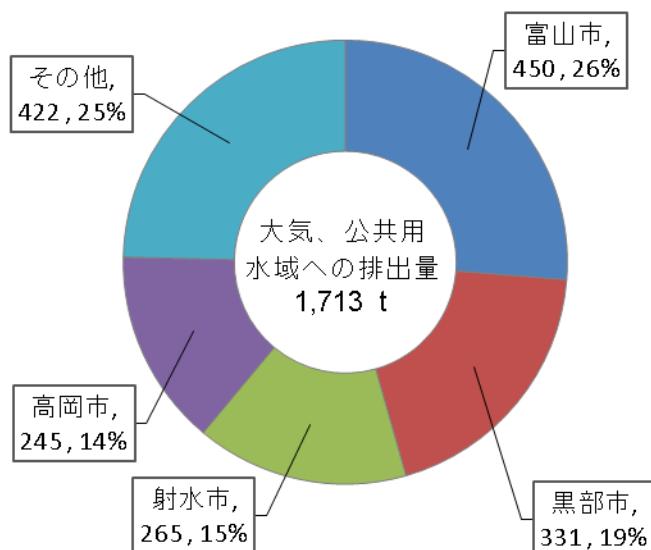


図6 市町村別の届出排出量

3 富山県の届出外排出量を含めた集計結果（国の推計値）

事業者からの届出排出量と、届出の対象とはならない事業者や家庭、自動車などからの排出量として国が推定した届出外排出量の富山県及び全国における結果は、表4及び図7に示すとおりで、富山県の届出外排出量は2,226 tとなっています。

表4 届出排出量及び届出外排出量

(単位: t)

届出 排出量	届出外排出量					排出量 合計
	※1 対象業種	※2 非対象業種	家庭	※3 移動体	小計	
富山県	1,713 (43%)	466	804	394	561	2,226 (57%)
全国	154,176 (40%)	45,398	81,850	46,139	55,832	229,220 (60%)
						383,396

※1 対象業種を営む事業者のうち、従業員数、取扱量が届出要件未満の事業者

※2 対象業種以外（建設業、農林漁業、サービス業等）の事業者

※3 自動車、船舶等

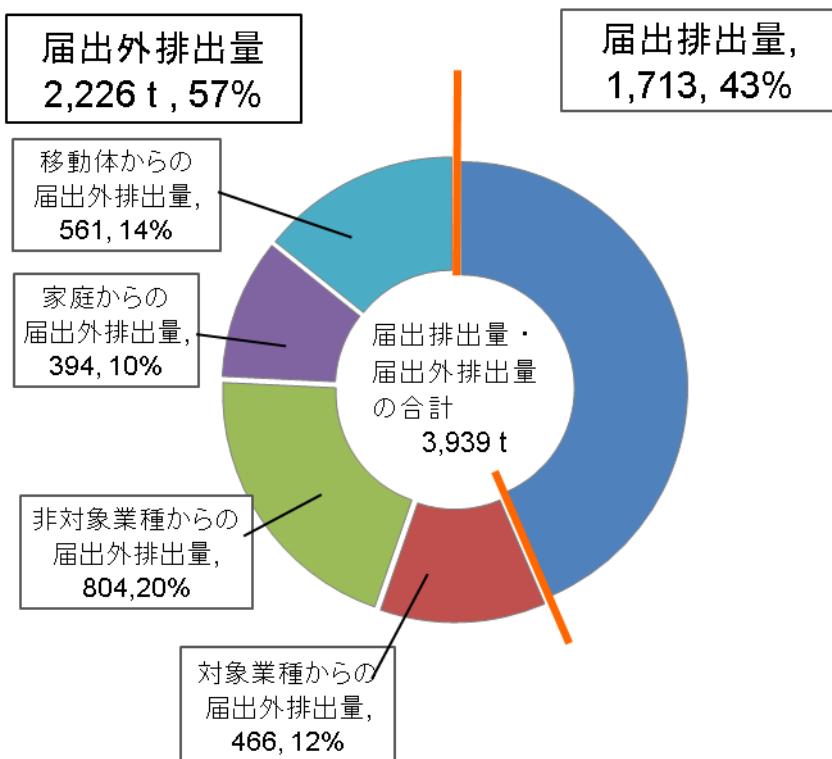


図7 届出排出量・届出外排出量の構成

届出排出量と届出外排出量の合計について、排出量が多い物質は、図8に示すとおりで、自動車、船舶等の移動体の燃料に含まれる物質（トルエン、キシレン、エチルベンゼン）や化学工場で溶媒に使用される「N,N-ジメチルホルムアミド」などとなってています。

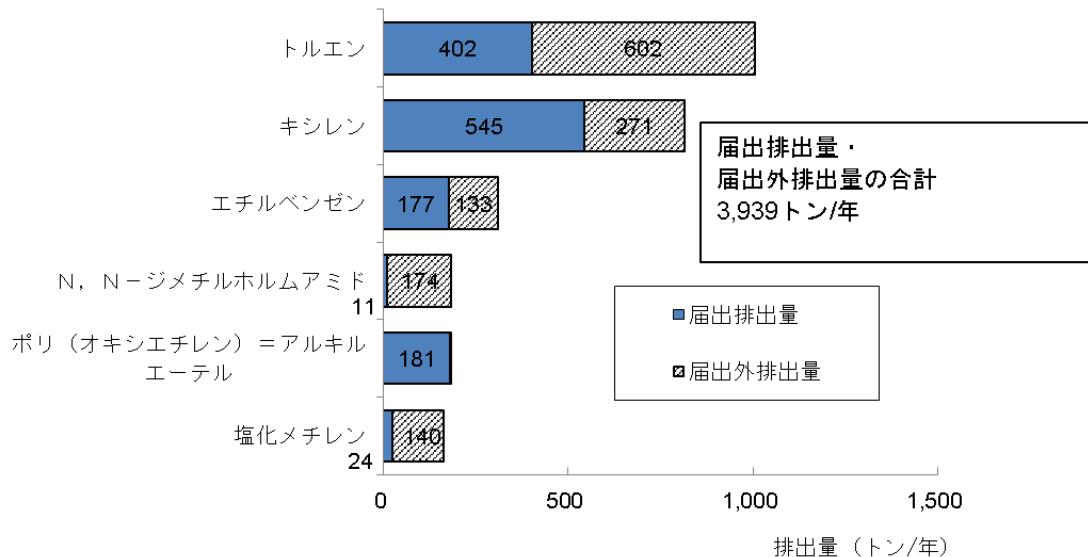


図8 排出量が多い物質

4 移動量

事業所は、大気や公共用水域への排出量とは別に、「移動量」も届け出ることとされています。

移動量が多い物質は、図9に示すとおりで、合金の原料に使用される「マンガン及びその化合物」、「クロム及び三価クロム化合物」や化学工場で溶媒に使用される「N,N-ジメチルホルムアミド」、塗料に使用される「トルエン」などとなっています。

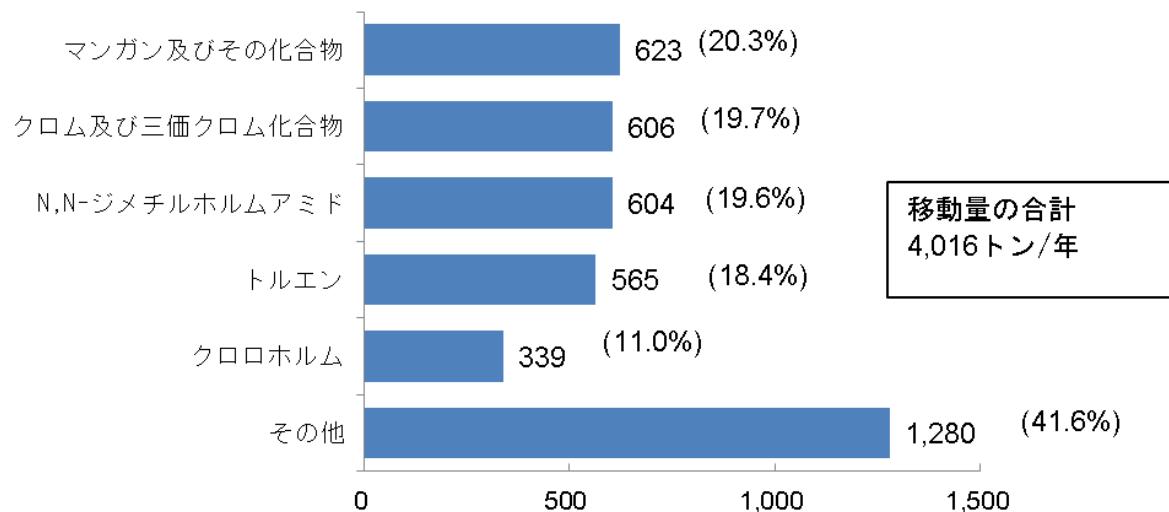


図9 移動量が多い物質